

---

## 令和5年第4回 築上町農業委員会定例総会 議事録

---

1. 開催日時 令和5年4月7日（金）午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場 本庁 3-2・3-3会議室
3. 出席委員 12（名）

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
欠席	副会長	13番	吉田 俊明
出席	委員	1番	前田 好嗣
出席	委員	2番	出口 貞味
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎葉 千亜紀
出席	委員	5番	西田 浩二
出席	委員	6番	宮野 葵
欠席	委員	7番	横山 員伸
出席	委員	8番	浅野 正博
出席	委員	9番	小野 俊明
出席	委員	10番	繁永 大輔
出席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	平野 力範

4. 事務局  
事務局長 山本 健太郎  
事務局 係長 瀬戸 美里  
門田 純二

## 5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4 議案第15号 非農地証明について
- 第5 報告事項
- 第6 その他

## 6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

## 令和5年 第4回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、12名です。定足数に達しています。ただいまから令和5年第4回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

### 日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、1番：前田委員さん、2番：出口委員さんを指名いたします。よろしくお願ひします。

### 日程第2、議案第13号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。  
議案第13号の1、申請人：〇〇さんの件につきまして、前田委員さんから説明をお願いします。

1番（前田委員） この案件につきまして西角田小学校から南に50mほど行った所で譲受人〇〇さんの自宅前にある農地です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、現所有者の〇〇在住の〇〇さん他2名からの要望で売買により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第13号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第2、議案第13号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

### 日程第3、議案第14号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。  
議案第14号の1、申請人：〇〇さんの件について、宮野委員さんから説明をお願いします。

6番（宮野委員） この案件につきましては、中央公民館から北に200m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、前面道路に上水道・下水道の2管が埋設され、かつ500m以内に教育施設、医療施設が2以上ある区域のため、第3種に該当する農地と判断します。  
今回申請者の〇〇さんが、〇〇在住の〇〇さんから土地を贈与で取得し、一般住宅を建築するものです。  
事業の目的、面積、場所等妥当であります。  
農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第14号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第14号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

続きまして議案第14号の2、申請人：〇〇さんの件について、前田委員さんから説明をお願いします。

1番（前田委員） この案件につきましては、旧有安公民館から北に50m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、10ha以上の一団の区域内にある農地で第1種農地に該当しますが、例外的許可規定の集落接続に該当する農地であることから転用可能な農地と判断します。

今回申請者の〇〇さんが、〇〇在住の〇〇さんから土地を売買で取得し、住宅・倉庫・駐車場等で利用するものです。

事業の目的、面積、場所等妥当であります。

農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。

ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第14号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第14号の2、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

#### 日程第4、議案第15号

議長（蛭崎会長） 日程第4、議案第15号「非農地証明について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局 【 議案説明 】

議長（蛭崎会長） 事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等がありませんので、お諮りいたします。  
ただいまの非農地証明について、非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
よって非農地証明については承認、証明書、交付することといたします。

## 日程第5、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第5、「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 報告事項一括朗読 】  
農地法第18条第6項の規定による合意解約 1件  
農業耕作者・管理者名義変更届出 9件  
農業用施設用地届出 0件  
土地改良法に伴う3条資格者の変更について 0件

議長（蛭崎会長） ただいまの議案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和5年第4回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和5年 月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

1番委員（前田 好嗣 委員）：

---

署名委員

2番委員（出口 貞味 委員）：

---